

全国児童福祉主管課長会議 資料

平成22年2月25日(木)

内閣府 政策統括官(共生社会政策担当)
少子化対策担当

《目 次》

1. 「子ども・子育てビジョン」概要…………… 1

2. 平成22年度 少子化対策の事業について…………… 4

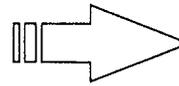
(参考資料)

○ワーク・ライフ・バランスメールマガジン「カエル！ ジャパン」通信…………… 5

「子ども・子育てビジョン」 (平成22年1月29日閣議決定)

基本理念の転換
(子どもと子育てを応援する社会)

家族や親が子育てを担う
《 個人に過重な負担 》



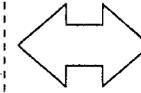
社会全体で子育てを支える
《 個人の希望の実現 》

- 子どもが主人公 (チルドレン・ファースト)
- 「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へ
- 生活と仕事と子育ての調和 (M字カーブを台形型へ)

**バランスのとれた
総合的な子育て支援**

《 子育て家庭等への支援 》

- ・子ども手当の創設
- ・高校の実質無償化
- ・児童扶養手当を父子家庭にも支給
- ・生活保護の母子加算



《 保育サービス等の基盤整備 》

- ・待機児童の解消に向けた保育や放課後対策の充実
- ・幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一体的な制度の構築に向けた検討

**待機児童の解消等
に向けた明確な数値目標
(5年後の姿)**

○潜在的な保育ニーズに対応した保育サービスの拡充

＜保育サービスを受けている子どもの割合＞

〔現状〕 3歳未満児の **4人に1人** (24%)

〔3歳未満児 : 75万人
全体 : 215万人〕



〔H26〕 3歳未満児の **3人に1人** (35%)

〔3歳未満児 : 102万人
全体 : 241万人〕

※ 年5万人の増

○放課後児童クラブの充実 (主に小学校1～3年)

〔現状〕 **5人に1人** (81万人)



〔H26〕 **3人に1人** (111万人)

「企業の取組」を促進

○次世代認定マーク (くるみん) の取得促進 (652企業 ⇒ 2,000企業)

○入札手続き等における対応の検討 (企業努力の反映などインセンティブ付与)

「地域の子育て力」を重視

○すべての中学校区に地域子育て支援拠点を整備 (7,100か所 ⇒ 10,000か所)

○商店街の空き店舗や学校の余裕教室・幼稚園の活用

「男性の育児参加」を重視

○男性の育児休業取得を促進

〔現状〕 男性育児休業取得率 **1.23%**



〔H29〕

10% * 参考指標

○男性の育児参加を促進

〔現状〕 6歳未満の子どもをもつ
男性の育児・家事時間 **1日 60分**



〔H29〕

1日 2時間30分 * 参考指標

「子ども・子育てビジョン」 (平成22年1月29日閣議決定)

子どもと子育てを応援する社会

家族や親が子育てを担う
 << 個人に過重な負担 >>



社会全体で子育てを支える
 << 個人の希望の実現 >>

●子どもが主人公(チルドレン・ファースト) ●「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へ ●生活と仕事と子育ての調和

基本的考え方

1 社会全体で子育てを支える

- 子どもを大切にする
- ライフサイクル全体を通じて社会的に支える
- 地域のネットワークで支える

2 「希望」がかなえられる

- 生活、仕事、子育てを総合的に支える
- 格差や貧困を解消する
- 持続可能で活力ある経済社会が実現する

3つの大切な姿勢

○ 生命(いのち)と育ちを大切に

○ 困っている声に応える

○ 生活(くらし)を支える

目指すべき社会への政策4本柱と12の主要施策

1. 子どもの育ちを支え、若者が安心して成長できる社会へ

- (1) 子どもを社会全体で支えたとともに、教育機会の確保を
 - ・子ども手当の創設
 - ・高校の実質無償化、奨学金の充実等、学校の教育環境の整備
- (2) 意欲を持って就業と自立に向かえるように
 - ・非正規雇用対策の推進、若者の就労支援(キャリア教育・ジョブ・カード等)
- (3) 社会生活に必要なことを学ぶ機会を
 - ・学校・家庭・地域の取組、地域ぐるみで子どもの教育に取り組む環境整備

2. 妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会へ

- (4) 安心して妊娠・出産できるように
 - ・早期の妊娠届出の勧奨、妊婦健診の公費負担
 - ・相談支援体制の整備(妊娠・出産、人工妊娠中絶等)
 - ・不妊治療に関する相談や経済的負担の軽減
- (5) 誰もが希望する幼児教育と保育サービスを受けられるように
 - ・潜在的な保育ニーズの充足も視野に入れた保育所待機児童の解消(余裕教室の活用等)
 - ・新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築に向けた検討
 - ・幼児教育と保育の総合的な提供(幼保一体化)
 - ・放課後子どもプランの推進、放課後児童クラブの充実
- (6) 子どもの健康と安全を守り、安心して医療にかかれるように
 - ・小児医療の体制の確保
- (7) ひとり親家庭の子どもが困らないように
 - ・児童扶養手当を父子家庭にも支給、生活保護の母子加算
- (8) 特に支援が必要な子どもが健やかに育つように
 - ・障害のある子どもへのライフステージに応じた一貫した支援の強化
 - ・児童虐待の防止、家庭的養護の推進(ファミリーホームの拡充等)

3. 多様なネットワークで子育て力のある地域社会へ

- (9) 子育て支援の拠点やネットワークの充実が図られるように
 - ・乳児の全戸訪問等(こんにちは赤ちゃん事業等)
 - ・地域子育て支援拠点の設置促進
 - ・ファミリー・サポート・センターの普及促進
 - ・商店街の空き店舗や学校の余裕教室・幼稚園の活用
 - ・NPO法人等の地域子育て活動の支援
- (10) 子どもが住まいやまちの中で安全・安心にくらせるように
 - ・良質なファミリー向け賃貸住宅の供給促進
 - ・子育てバリアフリーの推進(段差の解消、子育て世帯にやさしいトイレの整備等)
 - ・交通安全教育等の推進(幼児二人同乗用自転車の安全利用の普及等)

4. 男性も女性も仕事と生活が調和する社会へ(ワーク・ライフ・バランスの実現)

- (11) 働き方の見直しを
 - ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「行動指針」に基づく取組の推進
 - ・長時間労働の抑制及び年次有給休暇の取得促進
 - ・テレワークの推進
 - ・男性の育児休業の取得促進(パパ・ママ育休プラス)
- (12) 仕事と家庭が両立できる職場環境の実現を
 - ・育児休業や短時間勤務等の両立支援制度の定着
 - ・一般事業主行動計画(次世代育成支援対策推進法)の策定・公表の促進
 - ・次世代認定マーク(くるみん)の周知・取組促進
 - ・入札手続等における対応の検討

主な数値目標等

安心できる 妊娠と出産

	〔現状〕	〔H26目標値〕
ONICU（新生児集中治療管理室）病床数 (出生1万人当たり)	22.4床	⇒ 25~30床
〇不妊専門相談センター	55都道府県市	⇒ 全都道府県・指定都市・中核市

潜在的な保育ニーズにも対応した 保育所待機児童の解消

	〔現状〕	〔H26目標値〕
〇平日昼間の保育サービス（認可保育所等） (3歳未満児の保育サービス利用率)	215万人 (75万人(24%))	⇒ 241万人 (102万人(35%))
〇延長等の保育サービス	79万人	⇒ 96万人
〇病児・病後児保育（延べ日数）	31万日	⇒ 200万日
〇認定こども園	358か所	⇒ 2000か所以上 (H24)
〇放課後児童クラブ	81万人	⇒ 111万人

社会的養護の充実

	〔現状〕	〔H26目標値〕
〇里親等委託率	10.4%	⇒ 16%
〇児童養護施設等における小規模グループケア	446か所	⇒ 800か所

地域の子育て力の 向上

	〔現状〕	〔H26目標値〕
〇地域子育て支援拠点事業	7100か所 (市町村単独分含む)	⇒ 10000か所
〇ファミリー・サポート・センター事業	570市町村	⇒ 950市町村
〇一時預かり事業（延べ日数）	348万日	⇒ 3952万日
〇商店街の空き店舗の活用による子育て支援	49か所	⇒ 100か所

男性の育児参加 の促進

	〔現状〕	〔H26目標値〕
〇週労働時間60時間以上の雇用者の割合	10%	⇒ 半減 (H29) *参考指標
〇男性の育児休業取得率	1.23%	⇒ 10% (H29) *参考指標
〇6歳未満の子どもをもつ男性の育児・家事 関連時間（1日当たり）	60分	⇒ 2時間30分 (H29) *参考指標

子育てしやすい 働き方と企業の取組

	〔現状〕	〔H26目標値〕
〇第1子出産前後の女性の継続就業率	38%	⇒ 55% (H29) *参考指標
〇次世代認定マーク（くるみん）取得企業数	652企業	⇒ 2000企業

平成22年度 少子化対策の事業について

内閣府政策統括官(共生社会政策)少子化対策推進室

「家族の日」「家族の週間」の実施について

1 経緯

「新しい少子化対策について」(平成18年6月20日少子化社会対策会議決定)において、社会全体の意識改革を促すため施策の1つとして、「家族・地域のきずなを再生する国民運動」の展開が掲げられ、平成19年度より「家族の日・週間」を制定。

さらに、子ども・子育てビジョン(平成22年1月29日閣議決定)において、目指すべき社会への12の主要施策の1つとして「『社会生活に必要なことを学ぶ機会を』—多様な家庭や家族の形態があることを踏まえつつ、生命の大切さ、家庭の役割等についての理解を深めます。」を掲げる。

この趣旨を踏まえた「施策の具体的内容」として、「家族の日」(11月第3日曜日)「家族の週間」(家族の日の前後1週間)等を通じた理解促進を図ることとされた。

2 目的

国、地方公共団体、企業、地域社会等が連携の下、子どもの育ちを支え、若者が安心して成長できる社会への気運の醸成を図る。

3 内容

- 家族のきずなの重要性(早期帰宅、家族揃っての食事の機会、家族団らんなど)や地域のきずなの重要性(町内会行事などの地域活動に参加、子育て家庭を孤立させることなく地域や社会全体での支援など)について、国民一人一人に再認識するよう呼びかける。
- 関係省庁、自治体(「家庭の日」等を通じた呼びかけ)等による呼びかけとも連携する。

4 内閣府が実施する事業内容

上記目的を達成するため、今年度に引き続き「家族の日・週間」(22年度家族の日:11月21日、家族の週間:11月14日~11月27日)を中心とした期間に必要な事業等を実施する。(具体的事業について調整中)

5 その他

実施要綱が決まり次第、協力依頼を发出予定。都道府県等におかれましても、子ども・子育てに関連する啓発事業を既に実施していると存じますが、国と自治体等が連携して、なお一層子ども・子育て支援策の効果を高め、子どもを生み育てるといふ希望がかなえられる社会の実現のために「家族の日・週間」の実施に連携・協力いただくようお願いいたします。

子育て支援連携推進事業の実施について

- 自治体や企業、NPOの子育て支援やWLBの取組の推進を図るため、セミナーや交流会を実施。各主体の連携策なども探る。(全国6か所程度で開催予定。)
- 実施の時期は9月~3月。詳細な内容が決まり次第、各都道府県等で開催についての希望をお伺いします。御協力いただくようお願いいたします。

カエル! ジャパン

Change! JPN 

ワーク・ライフ・バランス メールマガジン 「カエル! ジャパン」通信

★ メールマガジンの内容は? ★

仕事と生活の調和推進室から、配信のご登録をいただいた方々へ以下の内容で、1か月に1回配信します。

- (1) ワーク・ライフ・バランスについての関係省庁、地方公共団体、労使団体、関係団体等の最新情報
- (2) ワーク・ライフ・バランスに関連する調査・統計、論文・著作物等の紹介
- (3) ワーク・ライフ・バランスを推進するための企業向けまたは企業で働く人向けの施策の紹介
- (4) ワーク・ライフ・バランスに関する有識者の話

★ ご登録はコチラから! ★

<http://www8.cao.go.jp/wlb/e-mailmagazine/index.html>

お申込手続きはカンタン! バックナンバーもぜひご覧ください。

詳しくは仕事と生活の調和推進室ホームページをご覧ください

<http://www8.cao.go.jp/wlb/>